

令和3年6月

# 伊那市議会定例会議案書

令和3年6月4日

## 令和3年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の認定について……………	3
議案第2号	市道路線の変更及び認定について……………	4
議案第3号	市道路線の変更及び認定について……………	5
議案第4号	市道路線の廃止及び変更について……………	6
議案第5号	伊那市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例……………	8
議案第6号	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例……………	10
議案第7号	伊那市下水道条例等の一部を改正する条例……………	11
議案第8号	令和3年度伊那市一般会計第3回補正予算について……………	17

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-4428	六道原 6 2 号線	野底 8522 番 1 先	野底 8375 番 7 先		メートル 210.0	メートル 10.0

令和 3 年 6 月 4 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

上記の路線は、六道原工業団地への進入路として整備するため、提案するものであります。

## 市道路線の変更及び認定について

下記のとおり市道路線の変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-1367	小沢日影2号線	前	小沢 7270番先	小沢 7351番1先		メートル 947.7	メートル 3.0~8.0
		後	小沢 7227番12先	小沢 7351番1先		747.0	3.0~8.0

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1697	小沢日影12号線	小沢 7270番先	小沢 7227番433先		メートル 270.0	メートル 3.0~6.0

令和3年6月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

## (提案理由)

上記の路線は、小黒原産業適地整備に伴い、路線を整理するため、提案するものがあります。

## 市道路線の変更及び認定について

下記のとおり市道路線の変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-7073	大芝3号線	前	西箕輪 2148番566先	西箕輪 2148番193先		メートル 531.7	メートル 6.0~9.6
		後	西箕輪 2148番811先	西箕輪 2148番227先		201.0	6.0~9.6

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-7424	大芝17号線	西箕輪 2148番145先	西箕輪 2148番30先		メートル 200.0	メートル 10.0

令和3年6月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## (提案理由)

上記の路線は、伊那インター工業団地整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

## 市道路線の廃止及び変更について

下記のとおり市道路線の廃止及び変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2373	上新田20号線	境 2183番5先	境 2120番2先		メートル 484.9	メートル 10.0～14.0

## 変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-2314	上新田16号線	前	上新田 2028番先	境 1701番先		メートル 660.5	メートル 2.6～22.0
		後	境 1970番2先	境 1701番先		281.0	2.6～3.0
0125	環状南線	前	西町 6105番1先	上新田 2121番先		2,900.0	9.5～21.7
		後	西町 6105番1先	美篤 9860番3先		4,300.0	9.5～22.0
I-4399	三峰川右岸土地 改良幹線	前	美篤 10080番1先	美篤 4019番7先		3,780.4	7.5～9.8
		後	美篤 9854番1先	美篤 4007番1先		3,230.0	7.5～9.8

令和3年6月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、市道環状南線整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(伊那市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 伊那市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「し、提出者がこれに署名押印」を削る。

(伊那市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(伊那市火入れに関する条例の一部改正)

第 3 条 伊那市火入れに関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(伊那市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊那市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 6 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。



令和3年6月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号イ中「67,100人」を「63,100人」に改め、同号ウ中「31,600立方メートル」を「28,400立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市上水道事業基本計画の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市下水道条例等の一部を改正する条例

(伊那市下水道条例の一部改正)

第 1 条 伊那市下水道条例(平成 18 年伊那市条例第 155 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項中「に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額)を加算した額」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第 32 条関係)

下水道使用料算出表

(1 使用月につき)

区分			公衆浴場 以外	公衆浴場
基本使用料			円 1,980	円 1,980
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	使用 水量 区 分	10 m <sup>3</sup> 以下の部分	33.0	38.5
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の部分	176.0	
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の部分	220.0	
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の部分	253.0	
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の部分	286.0	
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> 以下の部分	302.5	
		200 m <sup>3</sup> を超え 400 m <sup>3</sup> 以下の部分	313.5	
		400 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> 以下の部分	324.5	
		1,000 m <sup>3</sup> を超え 2,000 m <sup>3</sup> 以下の部分	324.5	
		2,000 m <sup>3</sup> を超える部分	286.0	

(伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例(平成 18 年伊那市条例第 158 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)

に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「地方消費税相当額」という。）を加算した額」を削る。

第15条第2項中「に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

農業集落排水施設使用料算出表

（1使用月につき）

区分		金額	
基本使用料		円 1,980	
従量使用料 （1m <sup>3</sup> につき）	使用 水量 区分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	33.0
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	176.0
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	220.0
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	253.0
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	286.0
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	302.5
		200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	313.5
		400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	324.5
		1,000m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> 以下の部分	324.5
		2,000m <sup>3</sup> を超える部分	286.0

別表第2（第15条関係）

（1戸につき）

農業集落排水施設の名称	加入金
伊那市西春近南部地区農業集落排水施設	368,500円
伊那市美篤東部地区農業集落排水施設	370,700円
伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	504,900円
伊那市春富地区農業集落排水施設	458,700円
伊那市福地地区農業集落排水施設	490,600円
伊那市手良地区農業集落排水施設	437,800円
伊那市高遠町勝間排水処理施設	605,000円
伊那市高遠町上山田排水処理施設	605,000円
伊那市高遠町新田排水処理施設	605,000円
伊那市高遠町宮原排水処理施設	605,000円

伊那市長谷和泉原排水処理施設	330,000円
伊那市長谷溝口排水処理施設	330,000円
伊那市長谷市野瀬排水処理施設	330,000円
伊那市長谷非持排水処理施設	330,000円

(伊那市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 伊那市水道事業給水条例(平成18年伊那市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。))及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(以下「地方消費税相当額」という。))を加算した額」を削る。

第25条の2第3項中「に、消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とするもの」を削る。

第34条第1項中「に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第25条関係)

1 水道料金算出表(次項に掲げる給水区域を除く。)

(1月につき)

区分		一般用	公衆浴場用	私設消火栓用 (消火演習)	
基本料金	口径	円	円	円	
		13mm	770	770	—
		20mm	2,266	2,266	
		25mm	4,070	4,070	
		30mm	6,600	6,600	
		40mm	13,970	13,970	
		50mm	25,300	25,300	
		75mm	44,000	44,000	
	100・150mm	93,720	93,720		
従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	使用水	10m <sup>3</sup> 以下の部分	122.1	66.0	122.1
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	154.0		

量 区 分	20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> 以 下の部分	181.5
	30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> 以 下の部分	206.8
	50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> 以下の部分	232.1
	100 m <sup>3</sup> を超え200 m <sup>3</sup> 以下の部分	232.1
	200 m <sup>3</sup> を超え400 m <sup>3</sup> 以下の部分	232.1
	400 m <sup>3</sup> を超え1,000 m <sup>3</sup> 以下の部分	232.1
	1,000 m <sup>3</sup> を超える 部分	214.5

2 御堂垣外簡易水道料金算出表

(1月につき)

区分			給水区域	
			藤沢中山	御堂垣外のうち御堂垣外 水道組合が管理する区域 又は松倉のうち松倉簡易 水道組合が管理する区域
基本料金			円 2,922.7	円 2,010.8
従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	使用水量 区分	10 m <sup>3</sup> を超 える部分	292.6	—

別表第2 (第25条の2関係)

(1月につき)

区分	金額 (1 m <sup>3</sup> につき)
基準水量を超える従量料金	83.6円
調整水量を超える従量料金	214.5円

別表第3 (第34条関係)

口径	加入金
13mm	73,700円
20mm	140,800円
25mm	220,000円

30mm	377,300円
40mm	580,800円
50mm	873,400円
75mm	1,959,100円
100mm	3,234,000円

(伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成18年伊那市条例第279号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額)を加算した額」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

戸別合併処理浄化槽使用料算出表

(1使用月につき)

区分		金額	
		円	
基本使用料		880	
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	使用水量区分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	33.0
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	176.0
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	220.0
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	253.0
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	286.0
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	302.5
		200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	313.5
		400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	324.5
		1,000m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> 以下の部分	324.5
		2,000m <sup>3</sup> を超える部分	286.0

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）の特例措置の失効に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。



令和 3 年度伊那市一般会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市一般会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝